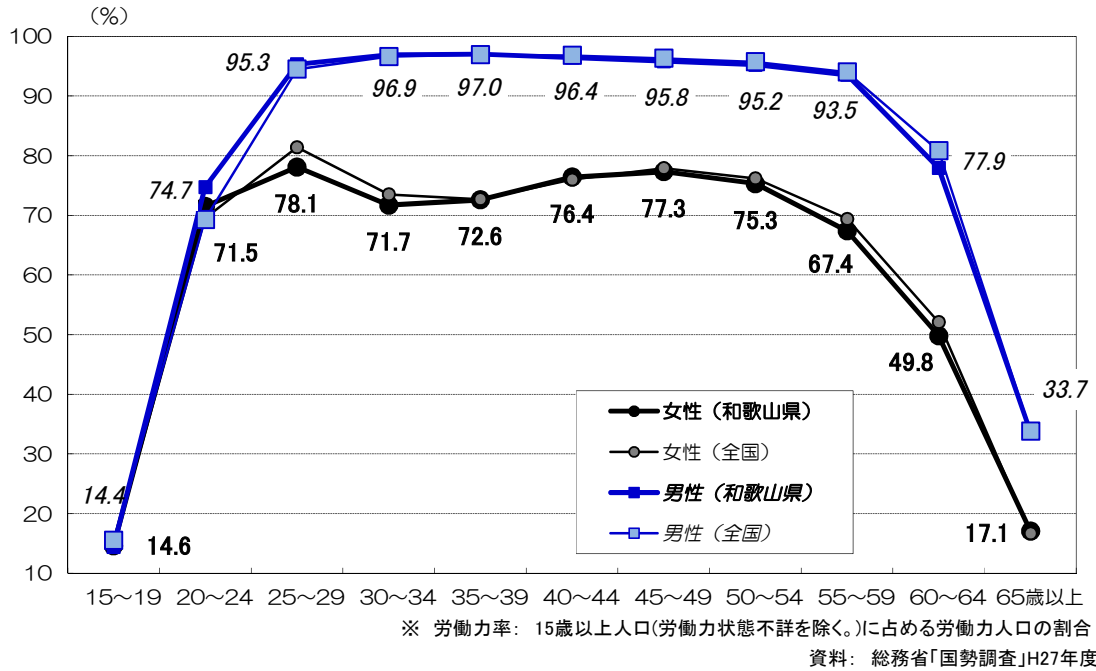


## 4 就 労

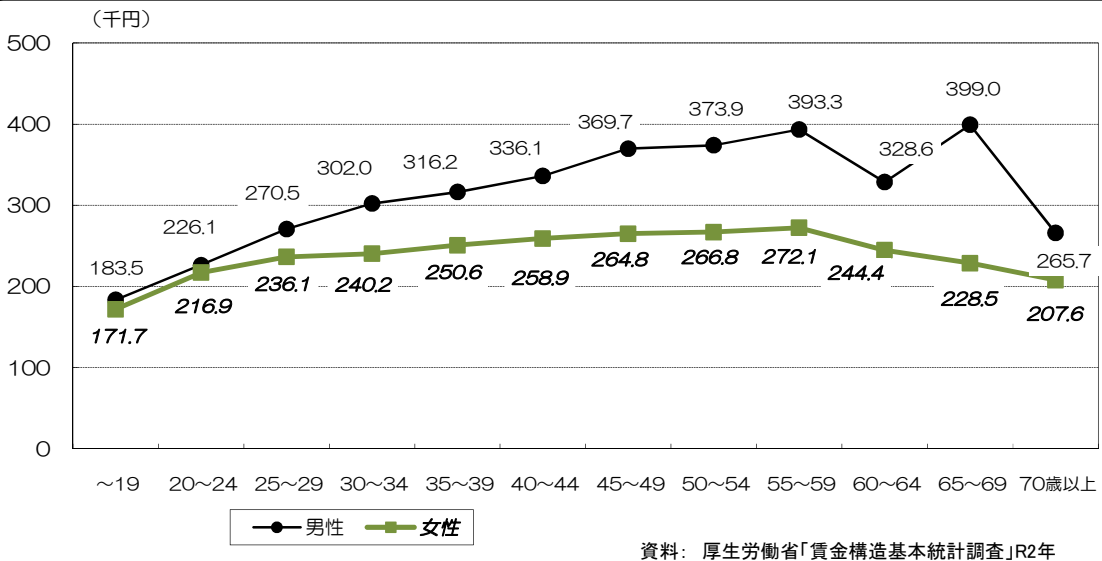
### (1) 県と全国の年齢別労働力率



★ポイント★

- ◇ 男性の年齢別労働力率は、20歳代後半～50歳代後半の各年齢層で高くなり、台形型となっている。
- ◇ 女性の年齢別労働力率は、30歳代が落ち込むいわゆる「M字カーブ」を描いている。

### (2) 県の男女の年齢別賃金格差



★ポイント★

- ◇ 65歳未満の男女の賃金(きまって支給する現金給与額)格差が最も大きいのは55～59歳の年齢層で、121,200円の差があり、昨年度(137,500円)より差は縮まっている。

(3) 男女別労働者一人当たり給与及び労働時間

	勤続年数(年)	実労働時間数(時)		きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他特別給与額(千円)	
		所定内	超過				
女性	平成30年	9.5	166	7	251.4	233.1	579.3
	令和元年	9.9	162	6	244.0	229.4	582.4
	令和2年	9.8	165	5	248.1	235.3	606.8
男性	平成30年	13.4	170	15	333.8	301.6	880.3
	令和元年	13.9	165	16	343.5	306.7	970.7
	令和2年	13.5	168	12	331.0	304.4	857.9

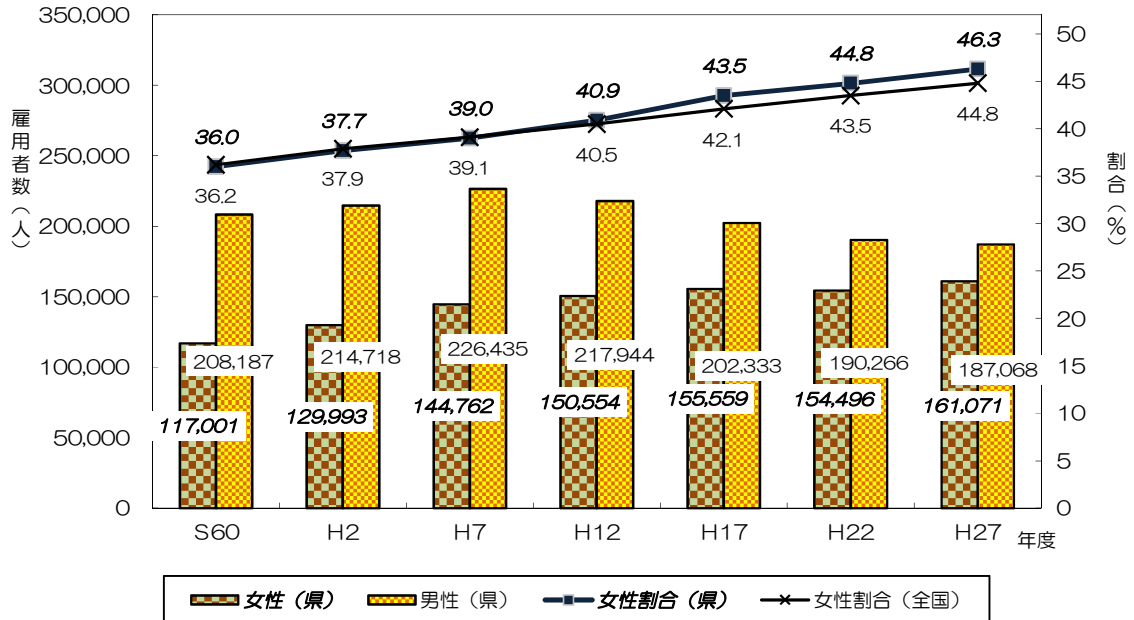
※ 一般労働者(パートタイム労働者を除く。)が10人以上の民営企業分である。  
 ※ きまって支給する現金給与額: 労働契約等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。  
 ※ 所定内給与額: きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。  
 ※ 年間賞与その他特別給与額: 1年間における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」R2年度

★ポイント★

- ◇ 令和2年の男性と女性の労働者(パートタイム労働者を除く。)の所定内労働時間数の差は3時間、超過実労働時間数の差は7時間であり、どちらも男性の方が多い。
- ◇ 賃金(所定内給与額)をみると、男性は304,400円、女性は235,300円で、女性は男性よりも69,100円少なく、昨年(77,300円)より格差は縮小している。

(4) 雇用者数に占める女性の割合



※雇用者: 会社、団体、官公庁又は個人商店に雇われている人(住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人、パートタイムやアルバイトで働いている人も含む)及び会社などの役員(会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・幹事などの役員)

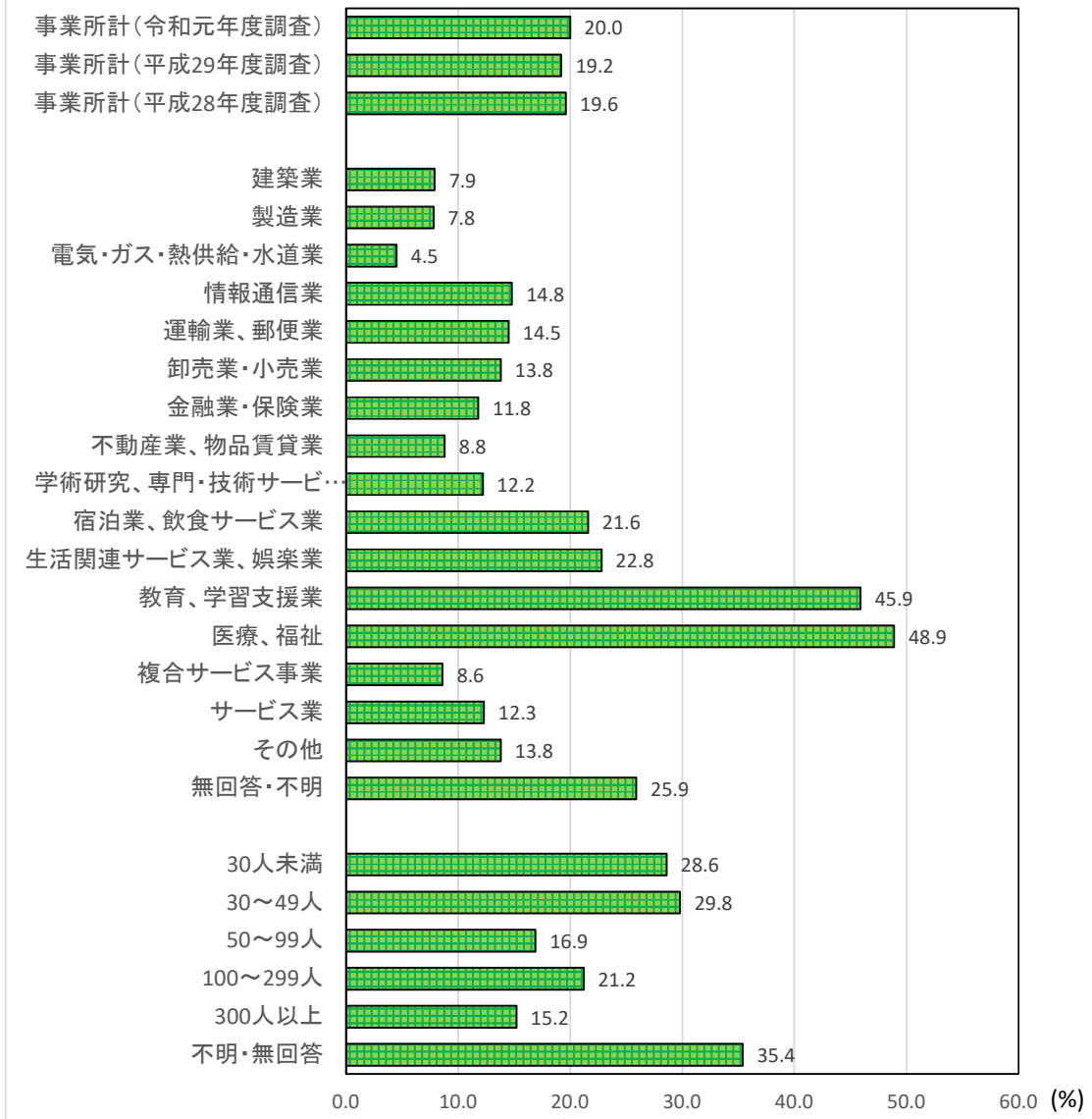
資料: 総務省「国勢調査」

★ポイント★

- ◇ 平成27年度の和歌山県の女性雇用者数は161,071人で、雇用者総数に占める割合は46.3%であり、平成22年調査よりも1.5%増加し、全国値よりも高い。

(5) 県内の民営企業の事務所における管理職に占める女性割合

◆ 管理職に占める女性の割合



※1 複合サービス事業…郵便局、協同組合

※2 サービス事業…他に分類されないもの

資料：和歌山県「労働条件等実態調査報告書」R1年度

★ポイント★

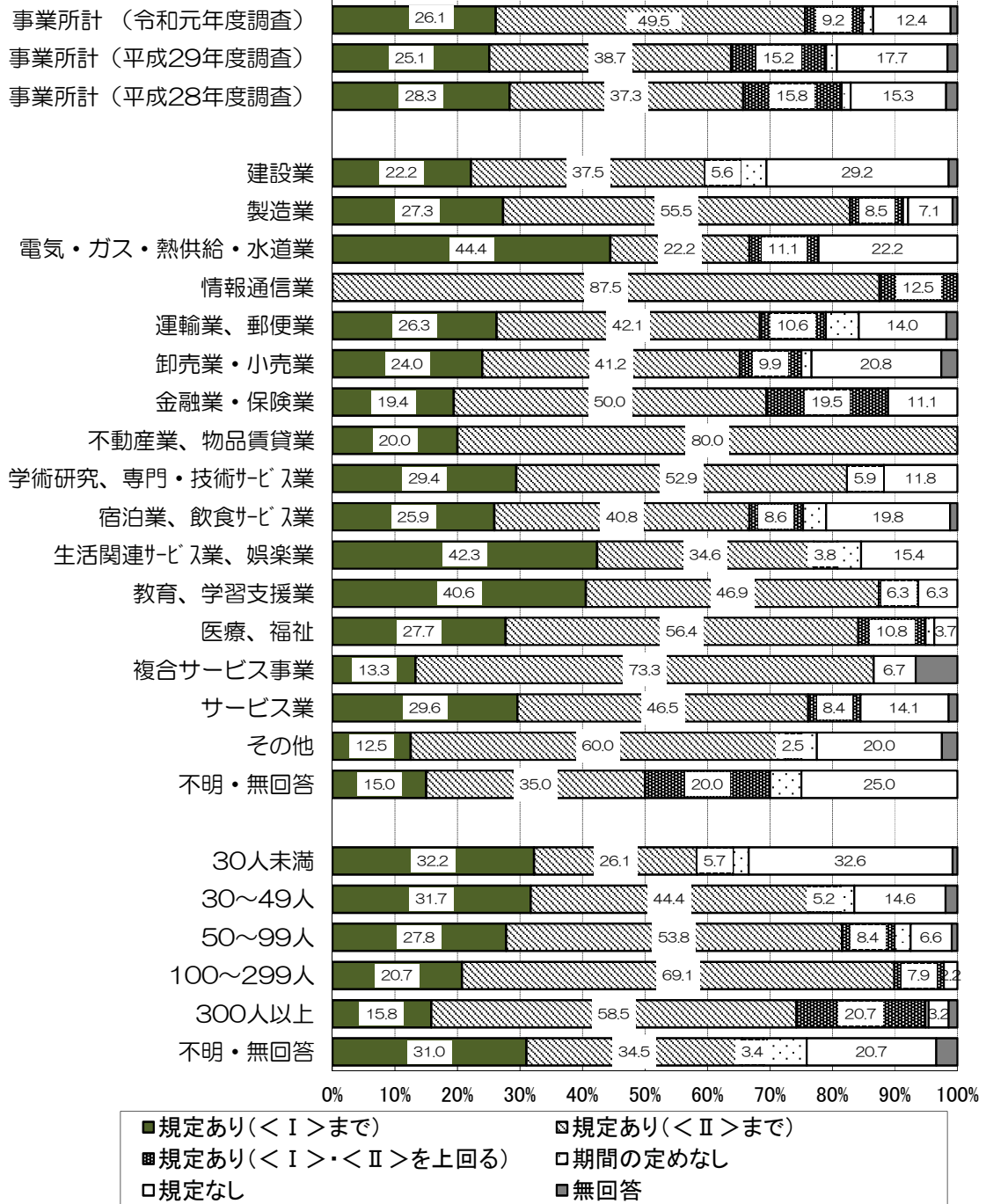
◇ 管理職(役員・部長相当職・課長相当職・係長相当職の合計)に占める女性の割合は、20.0%

- ※ 産業別
- ・管理職に占める女性割合が高いのは、
    - ①医療、福祉(48.9%)
    - ②教育、学習支援業(45.9%)
    - ③生活関連サービス業、娯楽業(22.8%)
  - ・割合が低いのは、
    - ①電気・ガス・熱供給・水道業(4.5%)
    - ②製造業(7.8%)
    - ③建築業(7.9%)

(6) 育児休業制度・介護休業制度の規定の有無

(規定があるとは、就業規則、労働協約、社内規定等で制度が明文化されていることをいう。)

◆ 育児休業制度の規定の有無、内容

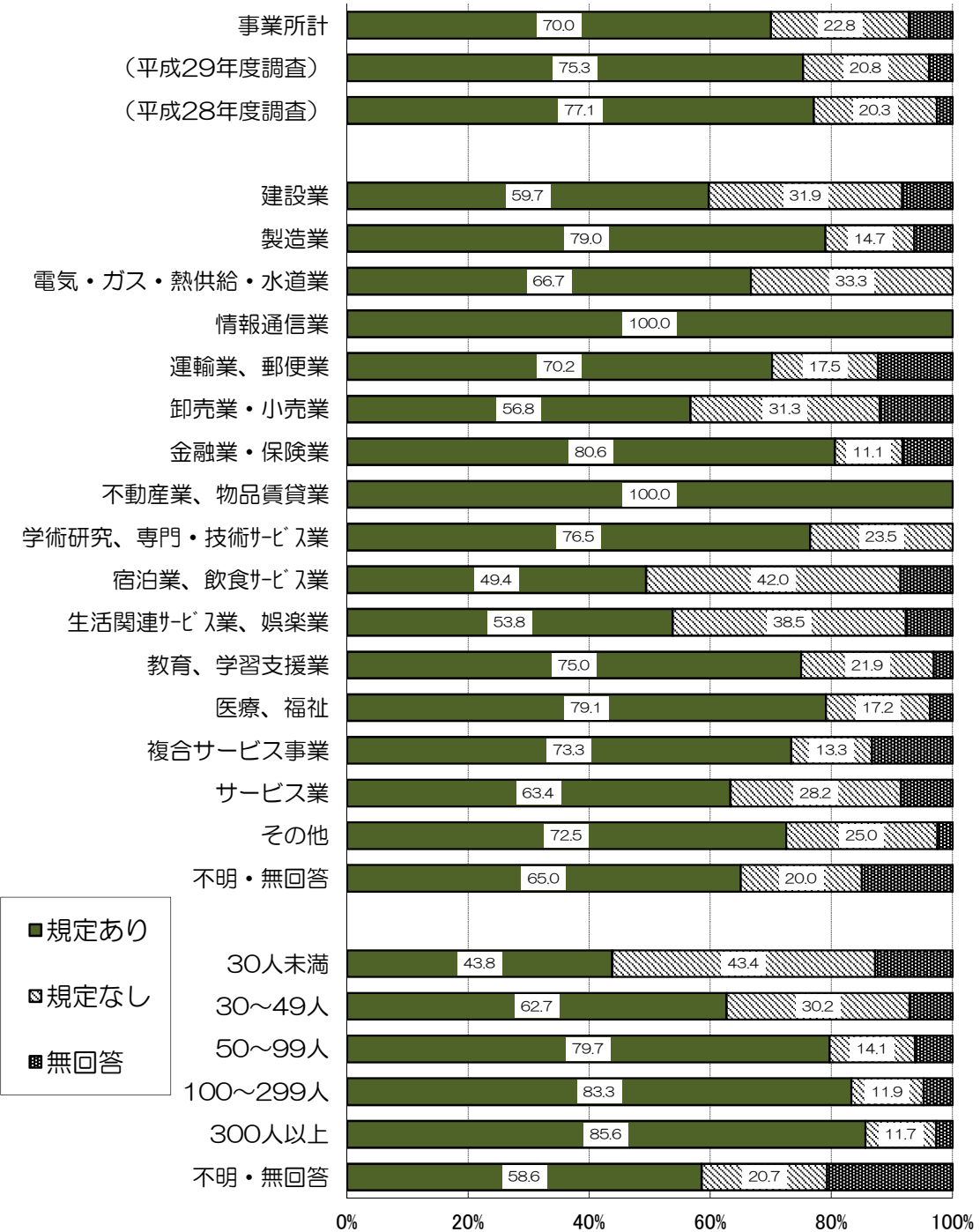


※ < I >…「労働者は申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる」  
 < II >…「一定の場合、子が1歳6か月に達するまで(再延長で2歳まで)の間、育児休業をすることができる」  
 資料：和歌山県「労働条件等実態調査報告書」R1年度

★ポイント★

- ◇ 令和元年度に育児休業制度の規定を設けている事業所は、86.5%(平成29年度:80.7%)
- ◇ 育児休業制度を< I >・< II >を上回り規定している割合が高いのは、金融業・保険業(19.5%)、電気・ガス・熱供給・水道業(11.1%)、医療、福祉(10.8%)となっている。一方、規定がない割合が最も高いのは、建設業(29.2%)となっている。

◆ 介護休業制度



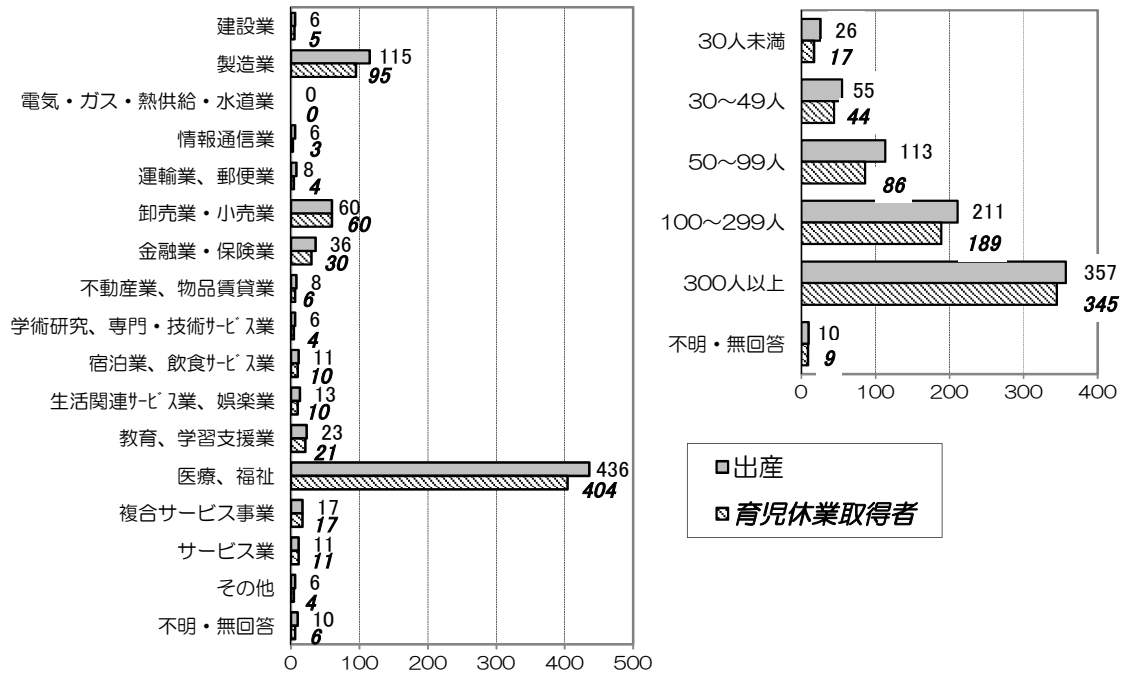
資料：和歌山県「労働条件等実態調査報告書」R1年度

★ポイント★

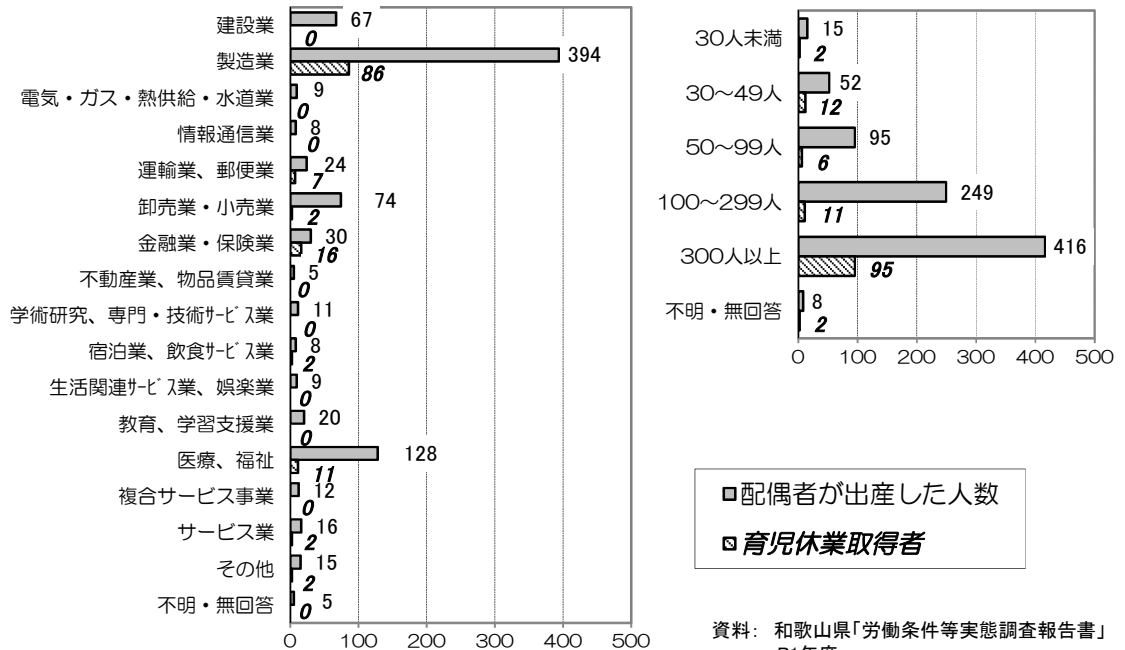
- ◇ 令和元年度に介護休業制度の規定を設けている事業所は、70.0% (平成29年度：75.3%)
- ◇ 介護休業制度を規定している割合が最も高いのは、情報通信業(100%)と不動産・物品賃貸業(100%)となっている。
- 一方、規定がない割合が最も高いのは、宿泊業、飲食サービス業(42.0%)となっている。

(7) 育児休業取得状況

＜女性労働者＞出産した人数とそのうちの育児休業取得者数



＜男性労働者＞配偶者が出産した人数とそのうちの育児休業取得者数

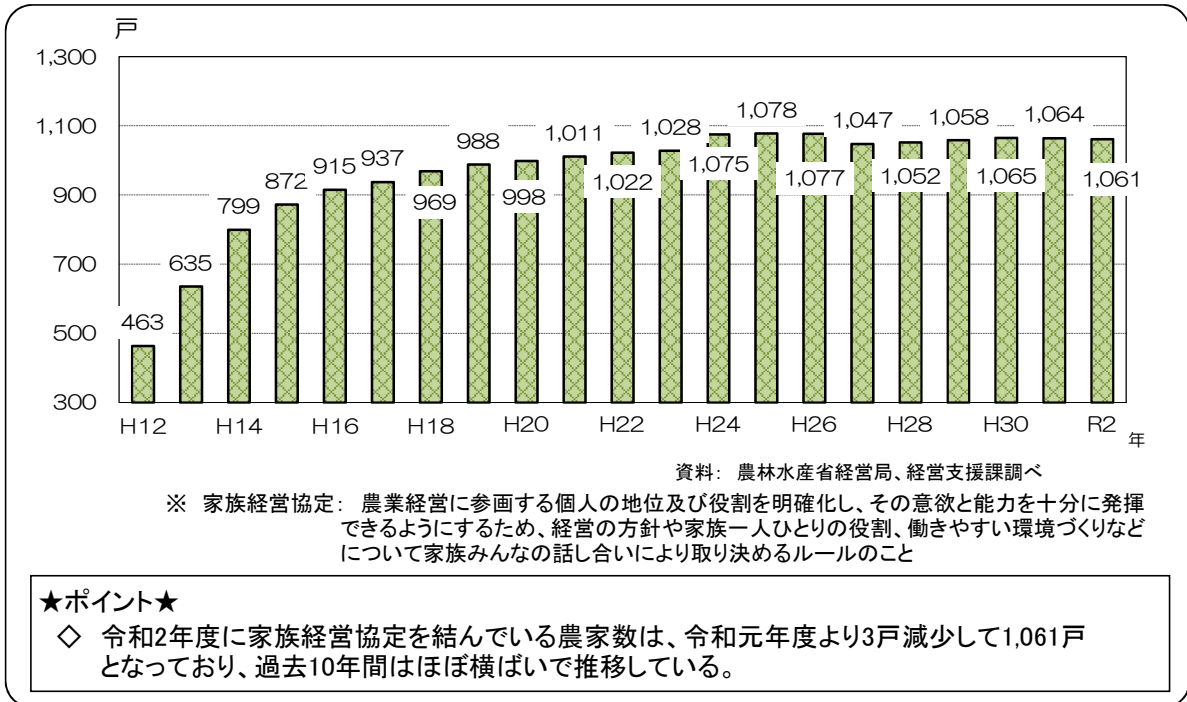


資料：和歌山県「労働条件等実態調査報告書」R1年度

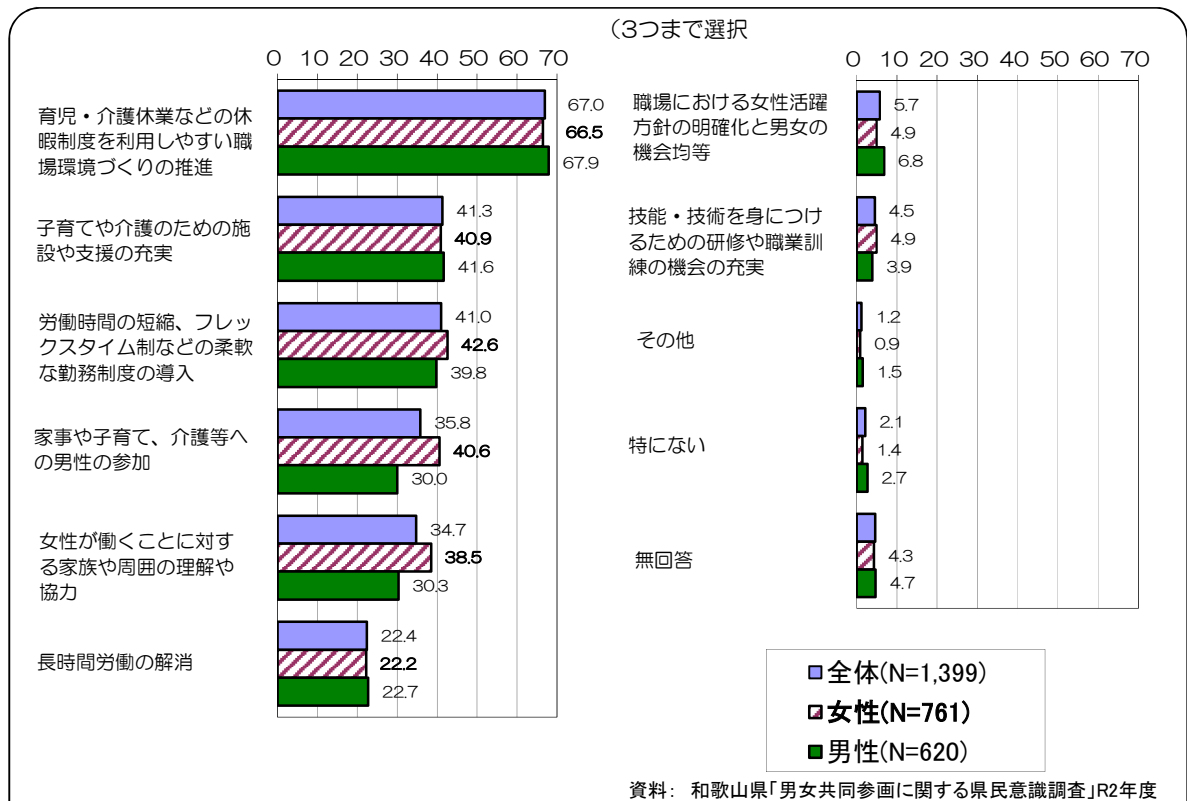
★ポイント★

- ◇ 育児休業取得率(※)は、女性 89.4%(772人中690人)、男性 15.3%(835人中128人)  
(平成29年度:女性88.9%、男性4.5%)
- ※ 年度中に出産した人数(男性の場合は配偶者が出産した人数)に対する育児休業を開始した、または開始予定である者の人数の割合

(8) 家族経営協定農家数



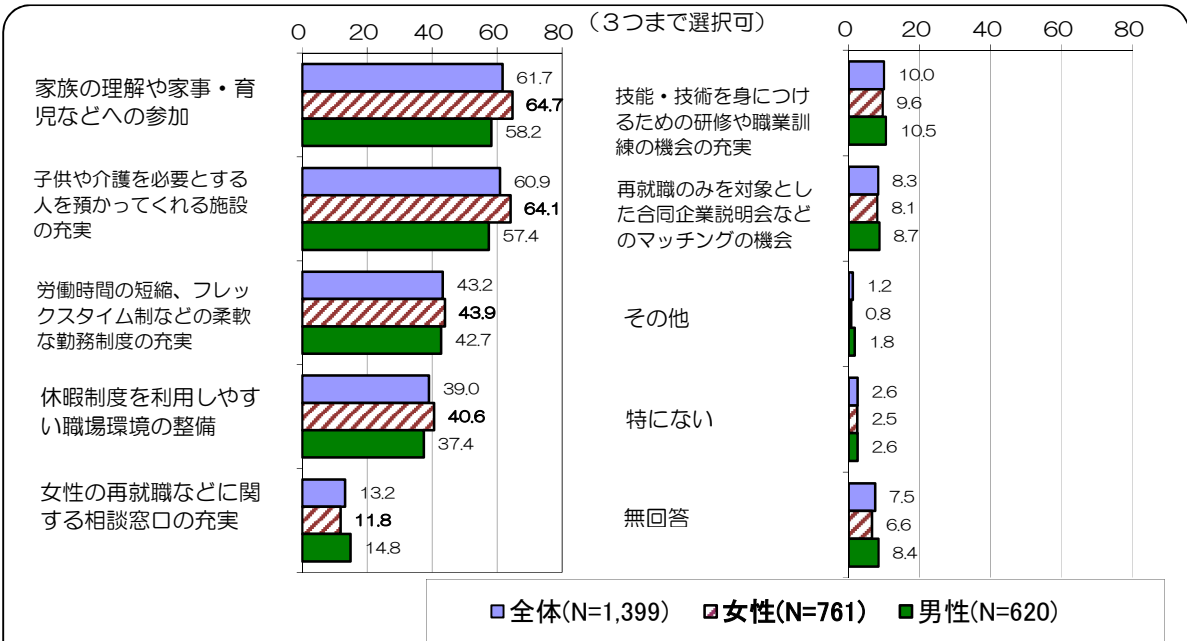
(9) 女性が継続して就労するうえで必要なこと





■ 第1章 和歌山県の男女共同参画の状況 ■

(10) 退職した女性が再就職するために必要なこと

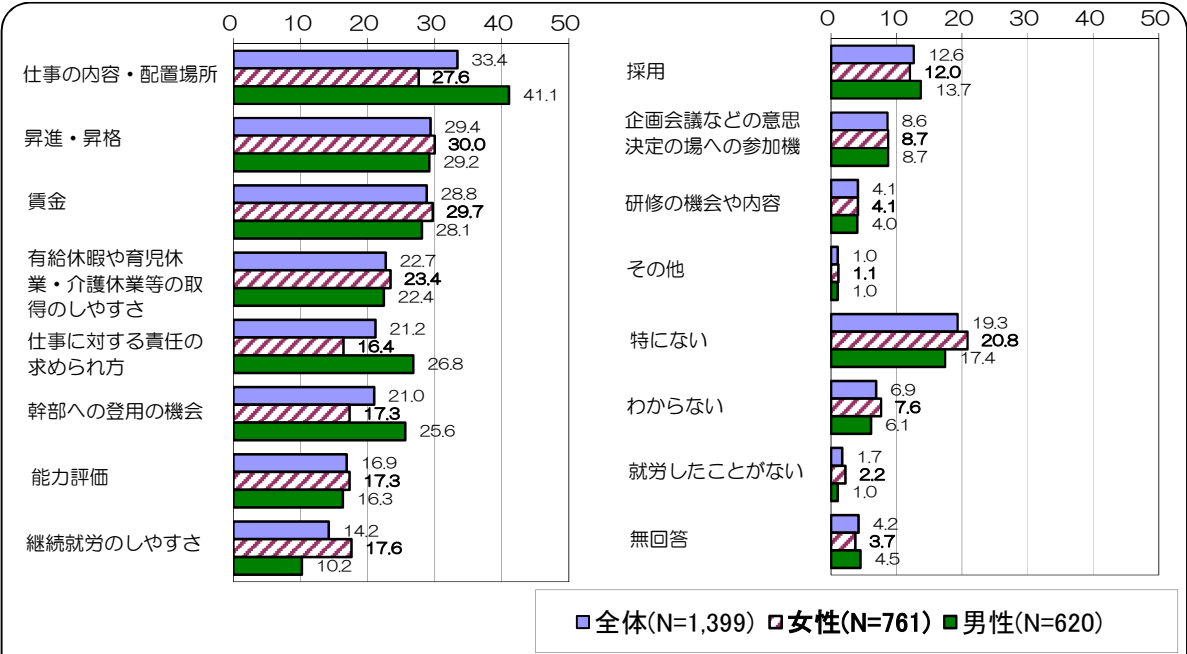


資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」R2年度

★ポイント★

- ◇ 男女ともに「家族の理解や家事・育児などへの参加」「子供や介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実」が約6割となったが、他の項目に比べて男女差が大きくなっている。

(11) 働く場で男女が平等でないと思うこと



資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」R2年度

★ポイント★

- ◇ 「仕事の内容・配置場所」、「昇進・昇格」、「賃金」について平等でないと思う人の割合が約3割となっている。
- ◇ 「継続就労のしやすさ」について平等でないと思う女性(17.6%)は男性(10.2%)より7.4ポイント高くなっており、「仕事の内容・配置場所」、「仕事に対する責任の求められ方」では、男性が女性より10ポイント以上高くなった。